平成２４年（フ）第７８０号
東京都練馬区南大泉３丁目３―23
破産者　長谷川道子
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９２号
東京都青梅市友田町３丁目130―６
破産者　鈴木　貞雄
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０６号
東京都品川区旗の台４丁目７－２―103
破産者　岩渕　克美
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８１３号
埼玉県さいたま市北区土呂町１丁目47―３―406
破産者　矢口　英夫
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４６号
東京都東久留米市前沢２丁目10―15―503
破産者　古屋　　茂
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８９６号
東京都北区田端新町３丁目６－８―205
破産者　山本　　甲
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８９７号
東京都北区田端新町３丁目６－８―205
破産者　山本　悦子
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６７号
東京都中野区中央４丁目21―９―405
破産者　早野　貴裕
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１９号
東京都小平市学園西町３丁目21―９
破産者　原岡賢一郎
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６２８号
秋田市港北新町３番66号
破産者　株式会社メディアクロス
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４１号
秋田市川尻町字大川反170番地44
破産者　協同組合秋田歯車センター
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４３号
茨城県高萩市上手綱215番地１
破産者　高崎建設リース株式会社
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１７３８号
さいたま市桜区西堀５丁目11番２号
破産者　株式会社建新
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１４０号
埼玉県北本市東間７丁目216番地１
破産者　アクティ建設株式会社
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２９号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字志久4725番地４
破産者　株式会社クロス・ロード
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４０号
埼玉県鴻巣市筑波１丁目10番20号
破産者　有限会社ニシヤマ
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７４０号
千葉県我孫子市高野山263番地の18
破産者　清田　耕造
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５２号
千葉県野田市大殿井267番地の22
破産者　岡安　清一
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５３号
千葉県野田市大殿井267番地の22
破産者　岡安千鶴子
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第２２９４０号
北海道札幌市清田区清田５条１丁目１番70号
破産者　株式会社オフィス倉品
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２９４１号
北海道札幌市清田区清田５条１丁目１―70
破産者　倉品　　等
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８７１８号
東京都東村山市恩多町５丁目38―15―２―A
破産者　吉川　英文
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４６１号
東京都中央区銀座３丁目11―19―603
破産者　惟村　史羽
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部